

茅野市告示第132号

茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

茅野市長 今井 敦

茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響下において、原油価格・物価高騰等に直面する市内製造業の中小企業等に対し、事業継続上必要となる燃料、原材料等の使用量削減、再利用、代替等に資する省エネルギー・高効率化機器、再生可能エネルギーを導入する設備等の購入又は更新に要する経費の一部を予算の範囲内において茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当するもので、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類表のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 製造業を主たる事業として営むもの
 - イ ア以外の事業を主たる事業として営むものが製造業を行う場合であって事業継続上、支援する必要があると市長が認めるもの
- (2) 設備等 事業活動の用に供する設備、施設、器具、備品、車両等（次号に規定する消耗品を除く。）をいう。
- (3) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消費される性質のもの及び使用により消耗し、又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者であって、市内に本社又は製造業を営む事業所を有する者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から5年間、市が行う使用電力量、燃料消費量等のエネルギーに関するアンケート調査に協力することを約さない者
- (2) 補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から5年以内に廃業、事業停止、事業譲渡等の予定がある者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付は、同一の補助対象者について当該年度において1回限りとする。
3 前2項の規定にかかわらず、国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費は、補助対象経費としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 設備投資事業計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 法人登記簿謄本、定款等、製造業を営んでいることを明らかにする書類
- (4) 見積書等経費が分かる書類の写し
- (5) 使用量削減、高効率化等の算出根拠が分かる書類
- (6) 設備等の仕様等が分かる製品カタログ、設計図面等(交換を伴う場合は、既存の設備等との関係を明示すること)
- (7) 設備等を設置する場所(交換を伴う場合、既存の設備等を含む。)の現況写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付するものと決定したときは茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金を交付しないものと決定した場合は茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容及び補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金変更承認申請書(様式第6号)に關係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第8条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金変更承認決定書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

ただし、報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

- (1) 設置後の設備等の現況又は稼働状況が分かる写真
- (2) 経費の支払を証する書類の写し
- (3) 自動車検査証の写し（電気自動車を購入した場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求書を受理したときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(現地調査等)

第12条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対して現地調査、書類の提出等を求めることができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(財産処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けて設置した設備等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認の申請を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第6条の交付決定通知を受けた日の属する年度の末日から5年を経過したとき又は他の補助対象者が当該設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りでない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けた者における第12条から第14条までの規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>次の各号のいずれかに該当する設備等（設備等の本体及び本体の導入に必要と認められる附属品を含むものとし、中古品、リース・レンタル品は除く。）を市内事業所に新たに購入して設置又は既存の設備等と交換して設置する事業に要する費用のうち、購入費、運搬費、据え付け工事費、設計費等（消費税及び地方消費税相当額は除く。）</p> <p>(1) 空調設備、照明設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、産業用動力、コージェネレーションシステムその他製造業の事業活動に必要な設備等（汎用性が高い事務用のもは除く。）として市長が認めるもの。ただし、事業所内の既存の設備等と比較して、同一の効果又は成果を得る上で、次のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>ア 燃料、原材料等の使用量削減、高効率化等の程度が概ね5%以上のもの。</p> <p>イ 二酸化炭素排出量の削減及び環境負荷の改善が認められるもの。</p> <p>ウ 事業所外に容易に持ち出されるおそれのないもの。</p> <p>(2) 電気自動車（新車で購入するものに限る。）及び電気自動車用充電器（電気自動車とともに購入する場合に限る。）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー設備（再生可能エネルギーの全量を自ら消費するものであって、売電、熱供給その他再生可能エネルギーの全部又は一部を補助対象者以外の者に供給する用に供されるものは除くものとし、太陽光発電設備にあっては建物の屋根等に設置するものに限る。）</p> <p>(4) 蓄電池（太陽光発電設備等とともに購入し、又は既に太陽光発電設備等を所有し、当該発電設備等で発電した電力の全量を自ら消費するために蓄電するものに限る。）であって、事業所外に容</p>	<p>3分の2以内。ただし、補助金の額に1,000円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。</p>	<p>1 補助対象者に交付する補助金は、100万円を限度とする。</p>

<p>易に持ち出されるおそれのないもの</p>		
-------------------------	--	--

備考 次に該当する費用は補助対象経費としない。

- (1) 用地又は建物の取得又は賃貸に要する経費
- (2) 交換を伴わない既存の設備等の撤去に要する経費
- (3) 既存の設備等の廃棄に要する経費
- (4) 補助対象者が居住用に使用し、又は他の者に貸借する等、製造業の用に直接供されると認められない設備等に係る経費
- (5) 人件費、機器使用料、通信料、リース・レンタル料、各種保証・保険料、光熱水費、租税公課、各種手数料その他設備等の使用又は維持管理に要する経費
- (6) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われ、その区別が困難である経費
- (7) 補助対象者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費